

未登録の象牙売買は違法です

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。

所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。未登録の象牙をお持ちの方、まずは下記までご連絡を！（※全形を保持した象牙のみが登録対象。印鑑やアクセサリなど象牙製品は登録対象外。）

なお、所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売等をする場合には、あらかじめ登録が必要です。

また、象牙以外の国際希少野生動物種の登録も受け付けています。

【お問い合わせ先】

象牙在庫把握キャンペーン事務局

電話：03-6659-4660（土日祝日を除く10時～17時）

流木の無料配布を行います

【配布期間】

平成30年8月1日～9月30日

【配布箇所】

天塩郡幌延町字上幌延（幌延河川水防ヘリポート）

【注意事項】

- ・用意した流木が無くなり次第、配布終了となります。
- ・流木は180cm程度に切りそろえています。
- ・利用については私的利用のみとさせていただきます。
- ・車上への積み込み作業等については自己都合でお願いいたします。

【お問い合わせ先】

留萌開発建設部 幌延河川事務所

河川課 公務係 横山

電話：5-1231（内線24）

稚内開発建設部より道路占用制度のお知らせ

【道路占用とは】

道路上に看板や日除けを設置するなど、道路に施設を設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」と言います。

この「道路占用」は、地上に施設を設置する場合だけでなく、電気・電話・ガス・上下水道等の管路を道路の地下に埋設する場合や、道路の上空に看板を突き出して設置する場合も含まれます。

国民の共有財産である道路を占有するためには、道路を管理している「道路管理者」の許可を受けなければなりません。

なお、「道路占用」の範囲には、車道、歩道、法面、法敷、側溝など「道路の区域」が全て含まれます。

【占用許可の3つの条件】

占用許可を受けるためには、次の3つの条件を満たす必要があります。

1 法令で定められた、許可することができる物件であること

- (1) 電柱、電線、郵便ポスト、公衆電話所など
- (2) 水道管、下水道管、ガス管など
- (3) 鉄道、軌道など
- (4) 歩廊、雪よけなど
- (5) 地下街、地下室など
- (6) 看板（道路敷地の外にある建物等から道路に突き出すもの）など
- (7) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設など

2 道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること

3 設置場所や物件の構造が許可基準に適合すること

占用するに当たっては、許可するための基準があります。

道路の構造保全および安全かつ円滑な交通確保の面から、交通の安全などを阻害するものであってもいけません。

また、占用物件ごとにも、それぞれ基準が定められています。不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

稚内道路事務所 総務課 電話：0162-33-5276

※町道については役場建設管理課（電話：5-1116）までお問い合わせください。

平成30年度 戦没者慰霊巡拝のお知らせ

平成30年度8月以降に予定されている戦没者慰霊巡拝の実施時期等についてお知らせします。

【参加対象者（遺族の範囲）】

慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪

【実施地域・予定時期等】

実施地域名	実施予定時期	実施期間	申込締切	募集予定人員
パラオ諸島	1月24日(火)～ 1月29日(水)	6日間	8月24日	15名
フィリピン	2月13日(水)～ 2月20日(水)	8日間	9月3日	80名
硫黄島(2次)	2月19日(火)～ 2月20日(水)	2日間	10月2日	100名

【お申し込み・お問い合わせ先】

保健福祉課 戸籍福祉グループ

電話：5-1115 告知端末機：5-8813